

令和4年度 第4回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年7月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和4年度第4回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
	○	18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
	○	山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度

第4回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年7月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 15 番 姉崎 幸男 委員 16 番 井口 恒一郎 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 15 時 15 分

令和4年度 第4回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第4回魚沼市農業委員会総会は、令和4年7月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号8番中澤正規委員、議席番号18番桑原正文委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第4回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会でこの総会終了後、8月の地区部会の農地パトロールについて検討したいと思いますので、お願いします。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は、前回総会終了後部会を開催しまして、今年度の重点区域につきましては、昨年引き続き小出地区の古新田と佐梨ということで決定いたしました。以上です。

第3地区部会員（今井 渉委員）

第3部会は7月15日に農地パトロールを行い、和田・横瀬地区の基盤整備した

圃場をパトロールいたしました。以上です。

第4地区部会副部長（浅井典裕委員）

第4部会、部長に代わって2番浅井が報告させていただきます。第4部会については、農地パトロールについてはそれぞれの担当区域ごと、あるいは個人ごとというふうに回っていただくということで、部会としてまとまって回るといったさえない予定であります。以上です。

広報部会会長（星美喜雄委員）

農業委員会だよりについて、皆様にご協力いただいておりますが、次回の発行に向けてまたご協力をお願いします。

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項につきましてはそれぞれ報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので議長から指名させてもらってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号15番姉崎幸男委員及び議席番号16番井口恒一郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は3件、9筆、2,549㎡の届出がありました。解約の理由は、平成27年の豪雨災害で土砂が流入し、作付け不能となっていたもの及び耕作不便なためとなっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は15件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思えます。

整理番号8番、9番、11番、14番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届出のあったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の7ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1 申請地 **** 田 116 m²
農地区分 第1種農地
申請人 ****
申請概要 一般住宅敷地の拡張
転用目的 一般住宅敷地
判断理由 既存施設の拡張

申請地は**地内の農地です。申請人は申請地を住宅敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件につきましては事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号2 申請地 **** 畑 242 m²
農地区分 第1種農地
申請人 ****
申請概要 車庫1棟
転用目的 車庫建築敷地
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

申請地は**地内の農地です。申請人は申請地の近くの居住しておりますが、車庫が不足しており、車庫を建築して利用するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

今井 渉委員

整理番号1番、2番ですが、7月20日に推進委員瀬下さんと行政書士さん交えて****さん宅、****さん宅両方とも確認させていただきました。特に問題ないと思います。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番及び2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 401 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。現在、譲受人は両親等と同居しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を建築するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 368 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設があるため
申請地は**地内の農地です。譲受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を建築するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか3筆 合計 2,144 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 駐車場

転用目的 駐車場敷地

判断理由 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は申請地の隣地にてデイサービスセンターを運営しておりますが、現在の敷地では駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場として利用するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか2筆 合計741㎡

農地区分 第1種農地

権利種別 所有権移転 寄付

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 駐車場

転用目的 駐車場敷地

判断理由 既存施設の拡張

申請地は**地内の農地です。譲受人は申請地の隣地の墓地を管理しておりますが、駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田富美男委員

整理番号1番ですが、7月19日、申請人に話を聞いてきました。当該地は*** **さんの自宅の道路を挟んで斜め前の自宅でありまして、地目は田になっていすけども、十数年来耕作されてないという土地です。また、****さんにつきましては、****さんの実家がこの近くにありまして、場所的に非常に近くていいということと、今、仮住まいなので、新しく自宅の近くに家を新築するという事で話がまとまった次第であります。

今井渉委員

整理番号2番、4番ですが、7月21日、瀬下推進委員と現地説明を受けてきました。特に問題ないと思います。

星野貞樹推進委員

整理番号3番ですが、先般、中澤農業委員と同行して、****さんと会いまして、現地も確認して参りました。詳細については事務局の説明のとおりです。問題はないと思います。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
 続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
 「異議なし」の声あり。
 続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
 「異議なし」の声あり。
 続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
 「異議なし」の声あり。
 それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は7件、16筆、7,514㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 162㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成27年の豪雨災害で土砂が流入し、作付け不能となっていたもの。現況、雑草雑木が繁茂。狭隘な沢筋に位置し、林野隣接のため耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか5筆	合計 2,036㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成27年の豪雨災害で土砂が流入し、作付け不能となっていたもの。現況、雑草雑木が繁茂。狭隘な沢筋に位置し、林野隣接のため耕作不適・耕作不便。		
整理番号3	申請地	*****	田ほか1筆	合計 699㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄され現在に至る。一団の土地は林野に囲まれクマの出没も確認されており、耕作不適・耕作不便な状況。		

整理番号4	申請地	***** 畑 183 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄され現在に至る。一団の土地は林野に囲まれクマの出没も確認されており、耕作不適・耕作不便な状況。
整理番号5	申請地	***** 田 377 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄され現在に至る。一団の土地は林野に囲まれクマの出没も確認されており、耕作不適・耕作不便な状況。
整理番号6	申請地	***** 田 351 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄され現在に至る。一団の土地は林野に囲まれクマの出没も確認されており、耕作不適・耕作不便な状況。
整理番号7	申請地	***** 田ほか2筆 合計 3,706 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄され現在に至る。農耕車両等の進入不可、周辺林野と一体化しており農地としての利用困難。

以上、現地の状況から変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から7番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、特に異議なしと認め、決定することといたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は除外2件の依頼がありました。

整理番号1 申請人 ****

申請地 **** 田 747 m²のうち 73.88 m²

変更理由 一般住宅建築用敷地とするための除外

申請地は、**地内の農地です。申請人は現在市外アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、父親の所有する申請地を借り受け、申請地を住宅用敷地として転用するため、除外の申請があったものです。

整理番号2 申請人 ****

申請地 **** 田ほか6筆 合計 1,449.93 m²

変更理由 送電線鉄塔建設用地とするための除外

申請地は、****地内の農地です。送電線の新設工事に伴い、申請地に新たな鉄塔の建設が必要になったため、除外の申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号1番から2番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 5件
筆数 9筆
面積 9,145.00 m²

所有権移転はありませんでした。

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（桑原主任）

- ・全国農業新聞普及推進について

事務局（松井事務局長）

- ・女性農業委員登用促進アドバイザーの委嘱について
- ・JA北魚沼農業祭について

議長（上村会長）

以上をもちまして、本日の報告並びに議案それぞれの事項については審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は15時15分）

上記会議の内容は、令和4年度第4回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
